

平成31年 第4回
教育委員会定例会会議録

平成31年4月16日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2519号

平成31年第4回定例会

日 時 平成31年4月16日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 請願

1 港区の教育行政に関する請願

日程第2 会議録の承認

第2504号 第15回臨時会(平成30年8月21日開催)

第2505号 第9回定例会(平成30年9月6日開催)

第2506号 第20回臨時会(平成30年9月25日開催)

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 平成31年度学級編制等について
- 3 港区学校教育食育推進指針について

- 4 港区における障害児支援のあり方検討会報告書について
- 5 平成31年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- 6 平成31年度港区小中学生海外派遣事業について
- 7 平成32年度使用小中学校教科用図書採択日程について
- 8 図書館の平成30年度利用集計について
- 9 後援名義等の3月使用承認について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について
- 13 図書館・郷土歴史館の3月行事実績について
- 14 図書館の3月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について
- 16 5月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから平成31年第4回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

○教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長はその職務代理者を委員の中から指名することとなっております。4月1日付で田谷委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは田谷委員、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○田谷委員 このたび、教育長職務代理者ということをお引き受けすることになりました。よろしくお願いいたします。今、一番ひしひしと感じておりますのは、ここから見る景色は今までと違うということです。その景色に負けないように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしくお祈りいたします。

次に、新体制での初めての教育委員会となりますので、まず議席を決定いたします。

港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、くじをもって議席を決めさせていただきます。各委員にくじを引いていただきまして議席番号を決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

(くじ)

○書記 田谷委員、2番になります。山内委員、1番になります。薩田委員、3番になります。中村委員、4番になります。

○教育長 それでは、ただいまのくじのとおり議席を決定いたしました。

それでは、この議席にて今後、教育委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

まず、本日の運営についてお諮りいたします。

教育長報告事項第7「平成32年度使用小中学校教科用図書採択日程について」は非公開での会議としたいと思っております。以上のことについてご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長報告事項第7については、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

日程第1 請願

1 港区の教育行政に関する請願

○**教育長** 日程第1、請願に入ります。平成31年3月29日付で、港区教育行政に関する請願が提出されております。本日は請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたので、お受けしたいと思っております。

それでは、港区教育行政に関する請願の代表者の方は請願者席にお座りください。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○**書記** 港区の教育行政に関する請願書。

日頃より港区の教育の向上発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、このたび、2019年度の教科書展示会、及び教員研修の持ち方について、次の請願事項にご配慮をお願いします。

請願事項。

1、2018年から、教科書展示会場が2か所に増え、区民の利便性が増したと喜んでおります。2019年度も複数の会場で展示されるよう、お願い申し上げます。展示会が開催中であることの案内を表示していただけると、さらに利用しやすくなるので、ご検討ください。

2、教科書展示会場に、意見・感想用紙が用意されているのは、ありがたいことですが、その取り扱いについては、採択要綱に1項目設けるか、別の方法にするか、明文化を希望します。

3、東京都内の市区町村で実施されている道徳科の教員研修について、一部の自治体では、特定の研修団体と共催（実は全面委託）し、派遣されてきた講師が不適切な見解を押しつけようとしている事例があるとのこと。港区では、教育委員会が主体性をもって、安易な講師依頼をせず、公正な態度で教員研修を実施されるよう望みます。

請願理由。

開かれた教育行政のもとで、子どもたちが充実した学校生活を送り、成長段階に合った人格の発達を図るため。

以上です。

○**教育長** 朗読は終わりました。

それでは、請願代表者の桜田栄一さんから請願の趣旨説明をお願いいたします。

お座りになったままで結構です。

○**請願代表者** ありがとうございます。

では、本日はよろしく願いいたします。今、ご紹介いただいた港区の教育を考える会の世話人をしている桜田と申します。

港区の教育を考える会というのは、皆さん既にご承知と思いますが、途中、名称が変わり、初めは「子どもと教科書を考える会」というふうな名称で活動しておりましたが、ここ数年は「港区の教育を考える会」ということで、心ある市民の皆さんのご協力をいただいて活動を進めています。

特に港区の子どもたちが一番手にする教材というのは教科書ですから、やはりその教科書の問題に保護者や地域の皆さんに関心を持ってもらうことはとても大切だと考えており、それで特に教科書問題に力を入れております。

さて、このたびの請願事項は、今読み上げていただいたように、教科書展示会のことについて2点です。一つは、昨年度から展示会場が2カ所に増えたということで、とても利便性が増したということ、私たちはとても喜んでおります。今年度もそれが続くようですけれども、「お願い申し上げます」と書きましたのは、それが2019年度も実施されるとのことで、よかったと思っております。さらに、この中には入れておりませんが、展示会場を増やす余地があるのかなどについても、また検討の余地があるのかというふうに思っております。

1番の趣旨は、展示会場が複数の会場であるということですが、昨年度の例で言うと、展示会が開催中であるということが、みなと図書館に行った場合に、どこでそれが開かれているのかという表示等が十分でなかったことです。結局、館内の方に聞いてそこに行きました。かなり広い部屋の中でやっていたのですけれども、そこでは教科書はどこにあるのかというようなことも、その部屋の方に伺わないと分からなかったりしたので、場所ぐらひは、もっと案内をはっきりしていただきたいということも1番の趣旨です。

さて2番の方は、意見・感想用紙が用意されていて、私たちもそれに基づいて自分たちで思ったこと、感じたことをそれに記入して提出してまいりました。今年もそれは行われることと思いますが、意見・感想の取り扱いというのがどういふふうになっているのか、慣例でやっているのかという感じがし、できたら明文化してほしいということです。

まだ実はこちらが少し勉強不十分で原本を確認していないのですが、文科省の通達には、地域あるいは保護者の意見を十分参考にするよふにという文言もあるということなので、それを受けて港区教委でもやってくださっていることと思ひますが、そうだとしたら、なおさら、どういふふうにはそれは扱われるのかということが採択要綱なり、ほかの形でもいいのですけれども、何かははっきりと誰が見ても分かるよふにさせていただけたらということが2番目の希望です。

さて、3番目は研修の問題です。そこにも書いてあるよふに、東京都内の市区町村で実施されている道徳科の教員研修ということですが、23区内では10区ぐらひで行われているよふですが、特定の研修団体と共催という形で行っていて、実は全面委託という形で講師も派遣し、テーマも委託先が設定しているよふな事例があるよふことをほかの区の人から聞きました。

その講師が本当に港区の教員研修に役立つ話をしてくださればいいのですけれども、自分たちの見解をともしれば押しつけがちになっているよふことが受講した人たちの話でうかがえる訳です。それは本当に適切なのだろうかというよふに思ひましたので、仮に港区内でそういう道徳研修などを行う場合には教育委員会が主体性を持って、そこに書いたよふに安易な講師依頼をせず公正な態度で教員研修を実施されるよふにお願いしたいと思ひます。

以上です。長くなりましたが、ひとつよろしくお願ひいたします。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの請願につきまして、請願者の方あるいは説明員にご質問がありましたらお願ひいたします。

○田谷委員 教育指導課長にお聞きしたいのですが、ただいまお話しされた請願3番にあります教

員研修、特定の研修団体と共催あるいは全面委託しているということですが、港区ではこうした研修はどのように実施しているのでしょうか。

○教育指導課長 過去5年間を調べてみました。今年度も含めて平成29、30、31年度は指導主事が講師として行います。平成27、28年につきましては、教育委員会が選んだ大学の先生に依頼をして実施しているところでございます。大学の先生も港区とかかわりのある元校長先生であるケースが非常に多かったというのが今の状況でございます。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきますが、港区教育委員会といたしましては、教科書の展示会、それから今、質疑がありましたけれども、教員研修などの持ち方につきましては今後も適切に行われるよう取り組んでまいります。

請願者の方、ありがとうございました。

○請願代表者 ありがとうございました。

申し遅れましたが、港区の現職の教員に聞いたところ、今、教育指導課長さんが話されたように、特定の団体から講師というようなことは今のところないというような話は私も聞いておりましたので、念のためお願いしたいと思ってまいりました。

ありがとうございました。

日程第2 会議録の承認

第2504号 第15回臨時会（平成30年8月21日開催）

第2505号 第9回定例会（平成30年9月6日開催）

第2506号 第20回臨時会（平成30年9月25日開催）

○教育長 それでは日程第2、会議録の承認に入ります。平成30年8月21日開催の第2504号 第15回臨時会の会議録、平成30年9月6日開催の第2505号 第9回定例会の会議録、並びに平成30年9月25日開催の第2506号 第20回臨時会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 港区学校運営協議会委員の任命について

○教育長 それでは日程第3、教育長報告事項に入ります。「港区学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー1「港区学校運営協議会委員の任命

について」ご報告いたします。

平成31年3月14日の第3回教育委員会定例会においてご審議いただき、今年度4月1日からの学校運営協議会設置を決定しました赤坂アカデミー及びお台場アカデミーにつきまして、それぞれ学校運営協議会委員を任命いたしましたので、ご報告いたします。

赤坂アカデミーにつきましては資料1ページに掲載の16名の方々を、お台場アカデミーにつきましては資料2ページに掲載の11名の方々を委員に任命いたしました。

このたびの任命年月日は、学校運営協議会の設置年月日と同日、平成31年4月1日付でございます。

委員の任期は、港区学校運営協議会規則、以下、規則と申しますが、第7条第1項で2年以内とすると規定されており、大部分の方については平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年を任期としております。一部、1年間の任期の方がいらっしゃいますが、こちらは人事異動の可能性やご本人の意思を考慮したものでございます。

委員の人数につきましては、規則第6条第2項で、二つ以上の学校について一つの協議会を置く場合にあつては20名以内とすると定めておまして、現状、両学校運営協議会ともに最大人数に到達しておりません。委員の追加任命につきましては、随時可能でございます。

今回、参考資料を添付いたしましたとおり、両学校運営協議会ともに対象校の校園長より委員推薦を受けまして、それをもとに教育委員会が委員を任命いたしました。これは規則第6条第3項、委員については対象学校の校長が教育委員会に推薦できるという規定に基づくものでございます。

赤坂アカデミーにつきましては、一部、推薦時点と異なる方を委員に任命しておりますので、ご報告いたします。資料1ページ、1、中盤より少し下、12のところに記載しております川中恵氏につきましては、赤坂警察署スクールサポーターでありまして、関係行政機関職員として学校運営協議会に入っていたいております。こちらにつきましては、推薦時点では異なる方の推薦をいただいておりますが、人事異動に伴い変更となっております。

同じく資料1ページ、下部の方に記載があります、15齋藤恵氏につきましては、赤坂小学校校長であり、こちらも人事異動に伴う対応でございます。

お台場アカデミーにつきましては、推薦時点から変更となった委員はいらっしゃいません。

説明は以上でございます。

○教育長 それでは、ご質問をお願いいたします。

先ほど、私の発言の中にもありましたし、資料ナンバー1にもありますが、新元号が令和になって、公文書中の港区における「令和」の扱いについて説明してください。

○教育企画担当課長 改元に伴う文書事務の変更についてという文書が総務課から出ておまして、例えば、改元政令公布の日から改元日の前日までに施行する公文書における改元日以降の日付の記載につきましては、こちらについては改元日の前日までに決まっている場合につきましては、改元日以後の日付を表記する場合には原則として「平成」と表記するものとしますとなっておりますので、こちらの学校運営協議会委員の任命に関しましては4月1日付で行っておりますので、改元よ

り前ということで、「平成33年」という記載をとらせていただきました。

○教育長 皆さんからいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成31年度学級編制等について

○教育長 次に「平成31年度学級編制等について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。「平成31年度学級編制等について」ご報告いたします。

1枚目をお開きいただきまして2ページ目の総括表をご覧くださいと思います。

31年度の数值につきましては、31年4月7日現在の数值でございます。比較対象として掲載している平成30年度につきましては、平成30年4月7日現在の数值でございます。幼小中の学級数及び在籍者数についての前年との比較をあらわしております。

幼稚園では昨年度との比較におきまして2学級の増、在籍者数は7名の増となっております。小学校では平成31年度は299の学級、9,423名、昨年度と比較し9学級増で、在籍者数は397名増となっております。中学校は67学級の2,003名、2学級増で、在籍者数は53名の増となっております。

それでは、幼小中それぞれの内訳についてご報告いたします。

まず、3ページの幼稚園をお開きください。

一番下の欄、充足率を見ますと、31年度につきましては全体で77%、ただし3歳児の充足率は89%と高い傾向にあります。3歳児につきましては、高輪幼稚園、白金台幼稚園、港南幼稚園、麻布幼稚園、中之町幼稚園、青南幼稚園を除きまして定員に達している状況です。3歳から5歳全体で学級数に変動があった幼稚園は高輪、港南、麻布、青南の各幼稚園の計4園です。

高輪幼稚園は5歳児が26人ということで1学級編制になりまして、昨年度と比較し7名減となっております。

港南幼稚園は4歳児が2学級から3学級になり18名の増となっております。

麻布幼稚園は、平成31年度から3歳児から5歳児クラスを1学級から2学級に定員拡大した結果、3歳児については2学級になり20名増となりました。

青南幼稚園では、5歳児で2学級となり14名の増となりました。

トータルしますと、幼稚園は2学級増で、在籍者数は7名増えているという状況になっております。

なお、資料は用意しておりませんが、参考に区立幼稚園の補欠登録者数をお知らせいたします。4月15日現在で、3歳児で芝浦幼稚園が22名、南山幼稚園が26名、にじのはし幼稚園が2名、4歳児で南山幼稚園が1名、5歳児については補欠登録者はありません。

続きまして、4ページでございます。

小学校の内訳になってございます。1、2年につきましては原則35人編制、3年生から6年生は40人の学級編制となっております。表の左側、○印がついている学校については新1年の学校選択希望制で隣接学区から入学希望者数が多く、抽選対象となった学校であり、御成門、芝、御田、本村、東町の各小学校、計5校でございます。

全体を見ますと右から3番目の合計欄、網かけのところですがけれども、全児童数が最も多い学校は港南小学校で1,280名、最も少ない学校は南山小学校で227名となります。下から2番目の合計欄のところを見ましても、全ての学年で学級数増となっております、9学級、397名の増となっております。

新1年生で学級数が増えた学校を中心に見てみますと、上から6番目の高輪台小学校が38名増の4学級。その七つ下、筭小学校が13名増の3学級。その一つ下、東町小学校が15名増の3学級。いずれも学区域の6歳児人口が増加したことが要因と考えられます。

逆に学級数が減ったのは、青山小学校と青南小学校です。青山小学校は学区域の児童数が減ったことが要因と考えられます。青南小学校については、児童数は昨年度と比較し107名から105名と2名減っただけですがけれども、35人で学級編制をした結果3学級となり、昨年度と比べ1学級減となっております。

次に5ページ、中学校をご覧ください。

中学校は、1年生が原則35名編制、2年、3年が40名で学級を編制しております。

右側の増減の項目の合計で、1学級、53名の増となっております。

新1年生の抽選校は三田中と高松中及び六本木中学校です。新1年生では港南中が40名の増で4学級。学区域の13歳人口が増えたことが要因と考えられます。

逆に、赤坂中学校は19名の減。これは赤坂中の学区域で私立等へ進学する割合が増えたことが要因と思われます。

次に6ページをご覧ください。

日本語学級です。日本語学級は9月以降に在籍者が多くなる傾向がございます。小学校は昨年度、麻布小学校が開設されたため2校となります。麻布小学校は1学級16名、筭小学校は2学級29名となっております。なお、麻布小学校、筭小学校いずれも他の学校からも通うことができまして、特に1年生につきましては、これからの学校生活の中で日本語習得が必要と在籍校で判断されることになるため、今後、児童数は増加する見込みを立ててございます。

続いて、中学校の日本語学級は昨年度開設した六本木中学校となります。昨年度と同様、2学級21名でスタートいたします。

続きまして、7ページです。

まず、小学校の特別支援学級です。上の表上部の固定学級、知的障害につきましては全体で児童数5名増となっております。下部の通級学級では、東町小学校の情緒障害等のつぼみ学級が特別支援教室へ移行しており、28年度から受け入れを停止しております。通級指導学級全体で8名の減となっております。

下段の方は、中学校の特別支援学級です。全体で7学級41名の学級数で運営してまいります。
最後に8ページ、特別支援教室の児童数です。特別支援教室では、通常の学級に在籍する発達障害等の児童で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対しまして、別室で教科の補充指導を個別または小人数指導により行います。

一番下の合計欄をご覧ください。30年度と比較し、2年生を除く全ての学年で増となっており、31年度は392名となっております。

右側は、昨年度から実施されている中学校の特別支援教室です。昨年度と比較し25名増で、中学校全体で57名となっております。

以上、本年の学級編制の概略でございます。

なお、本日参考資料として席上配布させていただいた資料がございます。参考資料の1-1、1-2、2-1、2-2の4点の資料で、参考資料2-1のみがA4の両面刷りになっております。

参考資料1は入学した児童・生徒がどこの学区から入学したのか分かる内訳となっております。1-1が小学校、1-2が中学校となっております。例えば参考資料1-1をご覧くださいますと、左の上のところ、御成門小学校にどこから来ているかというふうになっております。御成門小学校に31年に入学した子のうち、御成門の学区の子が70名、芝で1名、港陽学区で1名、区外から1名で、合計の入学者数が73名というふうに見ていただければと思います。

めくっていただきまして、参考資料2-1の方は逆に学区の子がどこに行ったかという表になっております。一番上の「御成門小学区域」というところをご覧くださいますと、平成31年度の入学者については、御成門学区の子のうち70名が御成門小学校、麻布小学校に1名、港陽小学校に1名、その他19名。その他の部分につきましては、ほぼ私立等というふうに考えていただければと思います。

一番右側が学区域の人口となっております。ご確認くださいと思います。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 先程のご説明の中で、青山小学校が減っていることについて、その学区域の児童数の減少が原因であるという説明がありましたけれども、参考資料の2-1の後ろの面を見ると、どうもそれだけではないのではないかと。それが一番大きな要因ですけれども、それ以外でもちょっと今までとは違う動きをしているのではないかというふうに思います。例えば、青山小学校の学区域の児童の通学先を見ると、平成30年で言うと、分かりやすいのは青山小学校と青南小学校のどちらかに通学する比率は青山小学校2に対して青南小学校1です。35人に対する18人。今年度になると逆に青山小学校が7で、青南小学校が20。1対3で入れ替わった返った動きをしています。

こういうのは当然年によって偶然の偏りといえましょうか、それもあるとは思いますが、何か青山小学校に対してこの傾向がさらに加速するようなことがあると学区域の生徒の減少以上にさらに人数が減るという可能性が出てきますので、こういう動きについて何が背景にあるのかということとは分析した方がよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○学務課長 参考資料の2-1の裏面の2ページの下から三つ目に記載はしてございます。委員ご指摘のとおり学区域の人口自体も73から53名という形で減っております。ただ、率で言いますと、学区域に占める青山小に通った児童、53分の7ということになりますので、率としても下がってございます。例えば特に青山小学校についてネット上で悪いうわさが流れたとかそういった傾向は特に話には聞いてはございません。委員のご指摘のとおり、今後こういった傾向が加速しないような形で、より学校の運営状況等について注視していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

中身のことでありませんが、報告資料のナンバー2の報告内容には、4月7日を基準日との記載があるので、各表にもそれは入れておいた方がいいと思います。

また、先ほど、3ページの待機児童が芝浦幼稚園の22名から始まっていますという説明がありました。この人たちは実際にどこの幼稚園にも入っていないということでしょうか。

○学務課長 実質の補欠登録者数についてですけれども、4月15日時点で、芝浦小で22名の登録者がおりますが、そのうちほかの園に通っている方を除きますと8名がどこにも行っていない方になります。同様に南山小学校については、26名のうち8名が純粋なといいますか、補欠登録者数として8名。にじのはしについては2名中2名が待ちの状態となっております。

複数の園に対して補欠登録ができますので、空き次第、その園の方に入りたいという方がいらっしゃるという状況でございます。

○教育長 芝浦幼稚園8名、南山幼稚園8名、にじのはし幼稚園2名となっているとのことですが、例えば芝浦幼稚園に登録している人が南山幼稚園にも登録していることはあるのですか。

○学務課長 申し訳ございません。今、手元に資料がございません。資料を得た後程回答させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区学校教育食育推進指針について

○教育長 次に「港区学校教育食育推進指針について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧ください。

「港区学校教育食育推進指針について」でございます。資料ナンバー3をご覧ください。

近年、生活環境の変化による睡眠不足、また朝食の欠食など子どもの生活習慣の乱れ、または子どもの孤食や栄養が偏った食事などが社会問題になってございます。港区では子どもたちの食生活や生活習慣について実態を把握するため、平成30年1月、区立小・中学校の全児童・生徒の約1万名に対しまして「港区立小・中学生の食事についてのアンケート調査」を実施いたしました。その結果を踏まえ、平成31年3月に「港区学校教育食育推進指針」を作成いたしましたのでご報告

をいたします。

概要版をご覧いただきたいと思います。

全体の構成は4章立てになってございまして、左の上のところです。第1章につきまして国や東京都、また港区の現状、それから指針の目的、位置づけ等を記載しております。この指針は、子どもの食育の重要性について学校、保護者等が共通認識を持ち、学校教育の中で食育を体系的・計画的に推進していくために策定するものでございます。

期間は平成31年から平成41年までとしております。成長期に特有の課題の解決に向けて、成長、体力、生活習慣、食生活、食文化の五つの分野から目標値、行動計画を掲げ食育を推進していくものでございます。

下の第2章「現状と課題」をご覧ください。

各分野別の現状と課題を抜粋し記載しております。例えば一番下の食文化のところをご覧くださいますと、「現状」のところ、家庭でお祝いしている節句として認識されているものについて、「重陽の節句9月9日」などの割合は低いということで、課題として、学校で日本の伝統的な食文化に触れる機会を増やすというような取り組みが必要になってくるというような記述をしております。

右側の第3章「食育の推進」のところをご覧ください。

「現状と課題」に合わせた取り組みについて、学校での取り組み、それから家庭での取り組み、それぞれについて記載しております。

次に、上のところですがけれども第4章になります。

今後の推進体制について記載しております。学校では組織的に、または学校と家庭が連携し地域資源を活用しながらそれぞれが食育の担い手となって取り組んでいくこととしてございます。今後、学校では関連教科の教諭、それから養護教諭、栄養士などと協力して組織的に食育に取り組むとしてございます。

また、各ご家庭の方には『みなと食育ブック』を配布いたしまして、家庭での食育の取り組みのための資料として活用してもらおう予定でございます。

それでは、本編の方をご覧いただきたいと思います。

まず、7ページのところをご覧ください。「指針の位置付け」という部分でございます。

図の方をご覧いただければと思います。基本構想がございまして、その下に「港区教育ビジョン」、それからその下に「港区学校教育推進計画」というものがございます。このうち、健やかな体の育成施策の中の重点事業として食育の推進を位置づけているものでございます。

先程ご説明したとおり、推進指針につきましては五つの分野の連携によりまして学校それから家庭で取り組みを進めていくという形になってございます。

それから、36ページの方をご覧いただけますでしょうか。36ページの中で、食育推進委員会の委員の名簿を掲載しております。分野ごとの学識経験者等をお願いした上で計画を進めたものでございます。

37ページの中では委員会の開催結果、合計4回程開催しているものでございます。

またお戻りいただきまして、各分野における現状と課題について簡単にご説明をさせていただきます。

まず12ページをご覧くださいと思います。

成長に関してです。自分の成長について肯定的に受けとめていない子どもに肥満ややせの傾向があり、成長についての学習機会を持つことの必要性が課題となっております。

それから、次に14ページの方をご覧くださいと思います。

生活習慣に関しましては、朝食の摂取率は約9割ですけれども、朝食においてタンパク質の量などを含め朝食の重要性についての教育の必要性が課題となっております。

それからお隣の15ページの食生活に関してですけれども、朝食を誰かと一緒に食べている割合について、小学生では83.8%ですけれども、中学生では58.6%となっております。孤食の割合が高くなっております。このため、中学生を初め児童・生徒や保護者に誰かと食事をするこの大切さを伝えることの必要性が課題となっております。

続きまして、第3章の「食育の推進」についてですけれども、23ページの方をご覧くださいと思います。

3章については、これも分野ごとにどういった形で目標を立て行動計画をやっていくかということで記載をしております。例えば23ページで言いますと、3-1ですけれども、生活習慣において学校の取り組みとして朝食をしっかりとする指導をしていくということで記載をしております。また、朝食をとる時間を確保するために早寝・早起きの重要性を伝えるという形にしてございます。

色々飛んで申し訳ございません。配布させていただいておりますアンケート調査結果の方をご覧くださいと思います。

4ページの上の方の段になりますが、「朝食を食べますか」、この結果を見ますと、小学校で言う上上の六つの棒グラフについては9割以上の小学生が朝食を食べている。ただし、下の2段、中学生については8割以下という結果が出ております。こういったものに基づきまして目標値を定め、それぞれ90%という形で学校での取り組み、家庭での取り組みを行動計画として示しているものでございます。

それから、ちょっと飛びますけれども28ページ、「食文化」のところでございます。

「わき役になるおかしには、季節感を出したり、おいしそうな色を出すための役割があることを知っていますか」という問いに対して、目標として、わき役になるおかしに役割があることを知っている子どもを増やすということで、現状値45.8%、目標値として60%という設定をしております。

学校での取り組みは、わき役の食材の意味、使い分け、必要性、代表的な薬味について教える。家庭での取り組みについては、料理の盛り付けなどから主菜、副菜、薬味、ご飯の話をして興味を促すというような行動計画を載せているものでございます。

これについても同様にアンケート結果12ページ、一番最後のページになるのですが、アンケート調査結果の抜粋の方をご覧くださいと思います。

下の段になるのですけれども、わき役となるおかずについて役割があることを知っていますかという問いに対して、全体数のところで、よく知っているが17.8%、知っているが20%ということで、合計で45.8%という形で示しているものでございます。そのため、本文の方では現状値45.8%、目標値として60%という設定をしているものでございます。

最後に4章のところをご覧いただきたいと思います。

指針の中の30ページの図をご覧ください。推進体制のイメージ図です。PDCAサイクルに基づいて改善の目標を立てて、繰り返していくものでございます。例えばプランの中、港区学校教育食育指針というプランを立てた上で、学校を支援していきながら行動計画を実施していきます。その上で、行動計画について、取り組みの3年後になるのですけれども、29年度と同様の調査を行いまして目標値に届かなかった項目について評価を行います。

さらに今度は「Action」の項目に行くのですけれども、検証をした結果、行動計画、また実践した内容についての見直しを行っていくものでございます。取り組みは、その実効性を伴うように、このサイクルをさらに3年後、6年後に行う予定でございます。

31ページについては、30ページの図の教育委員会、学校、家庭、地域の各主体の役割を示したものでございます。

説明については以上となります。

○**教育長** 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○**山内委員** 前に、会議の後に懇談の中で案を見せていただいて、その中でも色々な意見を申し上げましたけれども、そういうものをどのように参考にして最終的なところに盛り込まれたのかということをお聞きです。教えていただければと思います。

○**学務課長** 以前、委員の方からご指摘いただいた点につきまして、主に「体力」のところ、例えば概要版のところを見ていただきますと、「課題」のところ、体育やスポーツのほか、階段昇降や自転車など日常生活の中で体を動かすことの大切さを伝える努力が必要という点と、それから、骨の成長期には縄跳びなど重力のかかる運動が骨の発育に効果が高いということで、健康に関する情報の提供や、健康教育を推進することが必要であるというような形で課題を記述したものでございます。

それから例えば「食生活」のところ、同じ概要版をご覧いただければと思います。食生活のうち、家庭での取り組みのところ、タンパク質をしっかり摂取することのほか、加工食品の食塩使用量を確認し塩分の摂り過ぎに注意することなど、バランスのとれた食事、健康を考えた食事について家庭で話し合い、食事の改善を考えるといった表記に変えてございます。

それから、主に3章になるのですけれども、各目標の数値が少し煩雑、または似たような目標値があったために整理をさせていただきまして、項目について、整理をしたものでございます。概ね、そのような形で変更を行ったものでございます。

以上です。

○**山内委員** どうもありがとうございます。前回、拝見したときは一部バランスが悪いところもあ

ったと思うのですけれども、そういうことも考慮して改善して下さって、まず出発点としてはこれできてよかったというふうに思います。今後、この分野は研究あるいは実態を踏まえた提案なども色々なところから出てきていますから、学校も適宜そのような情報も加えながら、より実のあるものにしていただければというふうに思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

アンケート調査の結果は（抜粋）となっているのですが、製本したときは、アンケート調査結果はどういう扱いになるのですか。

○学務課長 予算の関係で製本の予算がとれなかったものですから、基本的にCDでの配布という形になるかと思います。また、ホームページの方には掲載をさせていただきます。その上で、アンケートにつきましては、一部対応していない部分も抜粋の中でございますので、指針の中に沿った形でのアンケート調査結果について、同じようにホームページ上でも掲載したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○教育長 製本はいつですか。

○学務課長 今後、この報告を承認していただければ学校の方にも配布をしなければいけません。基本的に、電子データとなるとなかなか見る機会も少なくなってくるので、学校への配布については製本した形でお渡しできるように考えているところでございます。

○教育長 それはいつですか。

○学務課長 本日、速やかに製本という形をとらせていただければと思っております。

○教育長 そうすると、製本化したときには、参考資料でいいと思うのですが、全データを載せるということでもいいですか。

○学務課長 容量的に全データという形になりますとページ数が相当な数になりますので、容量上可能であればそれも検討してみたいと思いますが、基本的に、最終的には食育の指針の中で行動計画に示している値については必ず漏れのないような形でアンケート結果については掲載したいというふうに考えてございます。

○教育長 全部載せるべきだと思います。

○学務課長 その方向で検討いたします。

○教育長 表紙はこれでいくのですか。

○学務課長 基本的には、この方向でいこうというふうに考えてございます。

○教育長 この子どもたちは港区の子どもですか。

○学務課長 港区のお子さんの写真ではございません。基本的には、これは業者の方で色々と著作権等のことも踏まえながらデザイン化したものでございます。

○教育長 港区の学校教育食育推進指針であるのに、それでいいですか。

○学務課長 表紙のデザインについて改めて検討し直します。

○教育長 左下の女子は港区の標準服ですか。

○学務課長 分かりました。検討して修正いたします。

○教育長 内容がいいものであるからこそ、表紙等にも配慮が必要だと思います。

○学務課長 ありがとうございます。

○教育長 学校教育の中で子どもたちに教えていくことはもちろん重要ですが、食育については、家庭での教育も必要だと思います。そのような中で『みなと食育ブック』を作りますということですが、いつ、どんな内容で作るのですか。

○学務課長 基本的には方針に沿った形で作成を考えているところでございます。今、ご指摘のあったとおり、学校だけではなくて家庭でも取り組んでもらわないと食育の効果はなかなか見込めませんので、家庭で親子と一緒に食育に取り組んでもらえるような、ワークシート形式で分野ごとの知識を分かりやすく解説しながら実践につなげていけるような工夫をしていきたいと考えているところでございます。

○教育長 いつ作るのですか。

○学務課長 もう今も並行して進めているところでございます。方針が決定次第、連休明けにでも発行できればというふうに考えております。

○教育長 作ったのはいいけれどもそれが使われないものだと一番困ります。ホームページ等に掲載するだけではなくて、例えばPTAの協力を求めたりして、色々な機会を使ってこの『みなと食育ブック』に基づいて実際に家庭において食育が推進できるようにしてほしいので、工夫してください。

○学務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 この小・中学生に出したアンケートの内容というのは、どなたがどういうふうを考えてつくられたものなののでしょうか。意外と難しいと感じたり、面白いと思うものがあるので、どんな方がつくられたのですか。

○学務課長 本編、36ページのところをご覧いただければと思います。設問については、各分野ごとの学識経験者の方等、出席している学校長含めて委員の中で考えて、こういう形で決定したものでございます。

○薩田委員 では、全部オリジナルということですか。

○学務課長 そうです、オリジナルです。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 先程、教育長がご指摘されたアンケートの結果を全て出すのは非常に重要なことだと思います。先程、対応しているものだけをとおっしゃった訳ですけれども、対応していない、本編の中に入っていない部分でも重要な視点や、あるいは今後の展開の中で重要になってくるものがあるはずですので、そういう意味で全体を出すということは必要だと思います。

それから可能であれば、そのときに、アンケートの設問を今、本編の38、39、40ページに

集約はしていますけれども、できればこれをどういう質問紙で行ったか。要するに、そのとき配布をした質問紙を載せておいた方が、より結果を見る上でよく分かります。つまり、どういう選択肢があって、どういう聞き方をしているのかで回答というものは偏ったりすることがありますので、できるだけ本当の質問紙を掲載するというのをされるといいのではないかとというのが一つです。

それから、このアンケートの集計を見ると、まずは単純な集計、クロス集計を一部なさっているということですがけれども、このデータというはやはり港区にとって非常に宝の山だと思うのです。この分析をこれで終わりにするのか、あるいはこの先どういう分析をさらにして今後の展開に生かそうとされているのか。そこを教えていただきたいと思います。

○学務課長 今、前段の方でご指摘いただいた点については、十分検討した上で、ご意見のとおりにはやらせていただければというふうに思います。

それから後段の方ですがけれども、おっしゃるとおり非常に膨大なデータの中で、検討に携わっていただいた各委員の方についてもそれぞれ十分に分析が必要になってくる部分も出てくるということで、各大学の方で分析のツールというものがあり、港区にとっても有意義な情報について分析した結果をこちらの方にご提供いただけるというような方向になっています。また結果が判明次第、ご報告できればというふうに考えているところでございます。

○山内委員 今のこういう分析だけだと、問題のある行動の人たちがどのくらいいるかということには分かりますけれども、しかし色々な項目の課題のある人たちというのは、単にみんな無作為に確率的に分布している訳ではなくて、例えば朝食の問題とかそのほかの問題、そういうのが実は特定の人たちに偏って存在していたりする訳です。だから、どういう問題のある行動がどういう集団に偏っているのか。そういうタイプをいくつか見つけていけると今度はターゲットを絞り、「こういう人たちに対してはこういう教育が必要だ」と、もっと具体的な提案ができるようになります。今そういう分析手法もかなり進んでいますから、そういう中で、単に全体でこういう問題が必要だということだけではなくて、もっと教育のターゲットを絞れるような分析方法なども入れていくと、これは非常に有用で、それが先程おっしゃった今後のPDCAのサイクルを回していくためのベースになりますから、ぜひそういうこともお考えいただけたらいいと思います。

○学務課長 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 二つ程ございます。一つは先程、教育長もおっしゃった表紙の写真の問題です。右下の手を合わせているところはアレルギーを持たれる方もいるのではないかと思うので、もう少し別の形で、食事を始めますというシーンが分かるような写真に差し替えた方がいいと思います。

それともう一つは、実際この食育の問題で誰がどういうふうに作っているのかというのはあまり関係がない問題なのですがけれども、実際に母親が俗に言う手料理をつくっているのか、あるいはレトルトで済ませているのか。レトルトが悪いとは言わないですがけれども、その辺は特に重要だと思います。最近、私は、コンビニのレトルト食品を食べたことがあるのですがけれども、極めておいしい。そういうこともあるので、それが食育と直接どうかというのはあると思うのですがけれども、基

本的には家族がつくった温かい料理を食べてもらいたい。あるいは、そういう傾向がよろしいのではないのでしょうかというような、推奨されるような項目も入るといいのかと思うので、それはご検討いただきたいです。

○学務課長 外食または買ってきたもので食事をするという部分もちょっとニュアンスとしては入ってきているのですけれども、パッケージなどの成分表記をしっかりと見るという部分と、それから全体的な家庭での取り組みの中では、基本的には家で料理をした上で食事をみんなで一緒にとるとというようなイメージで行動計画をつくっていますので、できるだけその方向で進めるような形で、今後の取り組みについて進めていきたいというふうに考えてございます。

○田谷委員 特にその中では、塩分の摂り過ぎとか、そういうこともありますので、家庭でつくっている料理が安全という訳ではないのですけれども、その辺がそういう調整はしやすいというような項目もちょっとうたっていただければありがたいなと思います。

○学務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

最後に、アンケートが小中学校を対象にしているのですが、食育基本法の5条あるいは20条を見る限りにおいては、必ずしも小中学校限定にはなっていないと思います。例えば、教育委員会だと区立幼稚園は、給食出していないのですが、家庭での食育という観点もあるかと考えます。そういう中で対象を小学校、中学校に限定しているのはなぜでしょうか。あわせて「保育所」については、子ども家庭支援部で同様のものをつくっているのですか。区立保育園では給食があるので、また違う扱いになってくると思うのです。どうして小・中学校に限定しているのか、あるいは幼稚園はどうしていくのか。そこを教えてください。

○学務課長 区の中で色々な食育に関するパンフレット等は発行しております。ただ、今回、私どもが作成したような形で数値目標を設定した上で、分野ごとに10年というスパンの中で食育を進めていこうという部分については今まで特にございませんでしたので、まず教育委員会として食育について小学校、中学校を中心に取り組んでいこうという形で今回つくったものでございます。幼稚園も含めてということになりますと、当然、小学校に関してこういった取り組みをしていきますと、低学年については例えば今回の、家庭に配布する予定であります食育のブックにつきましても低学年からという部分だけではなくて、幼児期からの部分についても当然関連してくる部分もあると思いますので、十分活用できるような形では作成しているところでございます。

ただ、今回対象としては、やはり学校での取り組みを中心に、教科に結びつけながら学校での取り組み、家庭での取り組みという位置づけをとっていますので、そうすると小学校、中学校を中心につくらざるを得なかったというところでございます。

以上です。

○教育長 今後、幼稚園に対するこういった食育の推進ということはどう考えているのですか。

○学務課長 まだ全く白紙の状態なのですが、今後、幼児向けに食育をどうやって進めていくかというのは内部で検討してみたいと思います。

○教育指導課長 この食育の指針に基づいて、これからいくつかのモデル校で実施をしていきます。その実施をしていった結果が出てくると思います。その中にやはり朝食を摂るといような、先程山内先生が言ったような因果関係、そういったものが明らかになってきたときに、幼稚園、保育園に限らずに、子どもの食育という面ではこうした指針を持つことでこういった子どもたちの成長を望めるとか、例えば知的な部分でもいいとか色々な結果が出てくるので、それを踏まえた上でまとめて、子ども家庭部等とも協議して出した方が、より効果的な冊子がつくれると思います。今の段階で言ってしまうと仮設だけになってしまいますので、そこのところをここ数年間、小学校で実施させていただいて結果を反映していきたいというふうに考えているところです。

○教育長 分かりました。今回は小・中学校対象で当面はいいと思いますが、早めに取り組んでください。むしろ未就学児の食育は重要な点と思うので、実際の検討の際には、教育指導課長が言ったように、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、給食があるなしはあるのだけれども、同じ部分がかなりあると思うので、ぜひ子ども家庭支援部と一緒にやってほしいし、そういう発信は教育委員会からしてほしいと思います。

○学務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 家庭の教育あるいは家庭の習慣をよくするという意味で、やはり幼児期の保護者へのアプローチというのが非常に大切になってくると思います。親が親としての行動をどう望ましいものに変容できるかということ考えたときに、まだ子どもが幼稚園ぐらいの年代や小学校の低学年ぐらいのときというのは、親も親としてまだ試行錯誤している時期なのです。その試行錯誤している年代にきちんと働きかけていけばまだ変わってくる可能性がある訳です。そういう意味では常にできるだけ早い時期から、その試行錯誤している、苦勞している年代の親御さんたちにどう働きかけていくかというのは重要な課題ですから、常にそういう視点は持って今後の発信をしていただけるといいというふうに思います。

○学務課長 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

教育委員会としてはひょっとしたら刊行物としては初めてかもしれませんが、UDフォントを使っています。いいことですし、今後、教育委員会として、刊行物はUDフォントを使っていくということを早く決めるべきだと思います。

○学務課長 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区における障害児支援のあり方検討会報告書について

○教育長 次に「港区における障害児支援のあり方検討会報告書について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

まず、冒頭、今回の報告書を作成した経緯についてご説明させていただきます。

1枚お開きいただきまして、1ページ目「はじめに」のところでも触れておりますが、区では、障害児やその保護者が生涯にわたり地域で安心して暮らし続けるため、日常生活の支援や発達の支援が必要な子どもの療育の総合相談窓口として児童発達支援センターの整備を予定しているなどのサービスを展開しているところでございます。

知的障害や肢体不自由等のさまざまな障害の中でも、とりわけ増加の著しい発達障害を持つ子どもや保護者への支援は喫緊の課題となっております。また、医療的ケアを必要とする子どもやその保護者の相談窓口や、一人ひとりの医療的ケアの内容に応じた支援体制についても早急な対応が求められております。

個々に応じた支援を適切に提供するために、福祉・保育・教育・医療等の関連部署が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。

このため、検討会で議論し「港区における障害児支援のあり方検討会報告書」を取りまとめたものでございます。

次の2ページのところをご覧ください。Iの「港区における障害児支援の現状と検討課題」をご覧ください。「港区における主な障害児支援」のところでございます。港区における障害児支援は現状、各総合支所、保健福祉支援部、それから子ども家庭支援部、教育委員会事務局で、ご覧のような支援を行っているところでございます。

2の「検討の主な背景」ですけれども、平成32年、令和2年1月に開設予定の元麻布保育園において、区として初めて、集団保育が可能な医療的ケア児や障害児の保育を行うことにより、今後区において医療的ケア児が増えることが想定され、元麻布保育園を卒園した医療的ケア児の就学に向け区立小学校での受け入れ体制を整備する必要があること。

また、平成32年4月に児童発達支援センターを開設し、障害児を対象とした通所支援、相談支援を行うとともに、障害の疑いがある児童も対象とした「総合相談」を展開すること。

さらに、区立小・中学校において、特別支援教室の利用者が増加していく中で、児童発達支援センターとの連携を見据えながら、発達障害児への支援の充実を図る必要があるということでございます。

以上のことから、検討課題として、港区における特に喫緊の課題として、学校での医療的ケア児の支援、それから発達障害児の支援の充実について設定をいたしました。

続きまして、4ページのIIの「学校における医療的ケア児の支援について」でございます。

まず、基本的な考え方のところです。学校における医療的ケアを安全かつ適切に実施し、医療的ケア児を含め、全ての児童・生徒が健やかに学校生活を送ることができるよう、考え方をまとめてございます。子どもや保護者の希望を最大限尊重しつつ、学校の実情に応じた合理的配慮について、就学相談の中で子ども、保護者と一緒に検討すること。医療的ケアは主治医の詳細な指示のもと、保護者の承諾に基づき、安全を最優先に実施すること。他の児童・生徒の教育活動への配慮を含め、区、学校、子ども、保護者が十分に合意形成を図ることを基本的な考え方に据えているものでござ

います。

続いて、2の実施体制のところでございます。

10ページの方の実施体制図をご覧ください。中央のやや下のところになりますが、主治医による詳細な指示によりまして、学校に配置された学校看護師と呼びます看護師が医療的ケアを行います。また「主治医」の右側の方ですけれども、学校看護師への医療的ケアに関する指導・助言、それから学校における医療的ケア全般に関しての指導・助言を行う業務を指導医に委嘱いたします。学校看護師は、主治医それから指導医のいずれにも相談をすることができます。

左の「学校」ですけれども、校内に設置する医療的ケア安全委員会におきまして、主治医の指示を踏まえて実施する医療的ケアについての確認をいたします。また、医療的ケア児への配慮事項や教員等の役割分担、緊急時の対応など、学校としての対応内容を決定いたします。

右側の「教育委員会」ですけれども、学校教育部内に医療的ケア推進チームを設置しまして、学校が安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援をいたします。医療的ケア推進チームにチーム看護師を配置し、学校看護師からの相談に応じるほか、学校看護師が不在の場合の応援、それから医療的ケアの開始に当たり必要となる主治医や保護者との調整などを行います。

医療的ケアの実施に関する役割分担につきましては、5ページから6ページにかけての表をご覧ください。いただければと思います。

続きまして、7ページの医療的ケアの実施についてです。

実施する医療的ケアは、吸引または経管栄養、導尿などの15点について、学校においては医療的ケア児の状況、またその保護者の意向、学校の体制などを踏まえて実施いたします。実施の条件としては、学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであり、主治医の詳細な指示書があることが前提となります。

続きまして、8ページの4「医療的ケア児の就園・就学に当たっての支援」についてでございます。

学校においては、子どもの病気の種類や程度、医療的ケアの内容に応じて、子どもの生活面、学習面に配慮した支援を行うこととさせていただきます。ただし、保護者や主治医等と相談の上、施設の実情を踏まえ、可能な範囲で行います。支援の例としましては、表のとおりでございます。

施設・設備については、エレベーターのない学校については階段昇降機による校内の移動支援。生活支援項目では、災害時の備え、または介助員の配置。それから学習支援では、教室での学習環境の整備、デジタル教科書の用意などがございます。その他、教職員の研修や、他の児童・生徒、保護者の理解を深めるための取り組みも進めてまいります。

続いて、5の「実施するまでの流れ」になります。

医療的ケア児の就学に当たっては、看護師の確保などが必要となりますので、通常は年長時に行っている就学相談をできるだけ早期に開始し、学校・保護者・教育委員会が十分に協議・確認の上、就学への準備を進めることが重要となります。

そのためにも、庁内の連携を強化し、医療的ケア児に関する関連部署との情報共有や、就園児・

就学児との調整などを行います。

続きまして、9ページ「今後の課題」についてでございます。

学校で安全に医療的ケアを実施しながら、今後さらに医療的ケア児の支援の充実を図るため、スクールカーによる送迎や、給食の対応について区で継続的に検討していくことといたします。

続いて11ページをご覧ください。「発達障害児の支援の充実について」でございます。

各学校においては特別支援学級の利用者が増加し続けているとともに、学習支援員または介助員の配置についても、学校のニーズが年々大きくなってきてございます。そういったことを踏まえまして、今後、学校等における発達障害児への支援の充実について、発達障害児への多様な学びの提供、それから社会参画を見据えた支援の充実の視点で、それぞれの課題と、区として取り組むべき方向性を取りまとめいたしました。

まず、基本的な考え方でございます。区における発達障害児への支援は、地域療育の総合相談窓口としまして、支援内容を検討し、適切な療育機関につなぐ役割を担う児童発達支援センターを平成32年4月に設置を予定してございます。また、区立小・中学校では、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒が在籍校において個別または集団で指導が受けられるよう、平成28年度から全小学校、平成30年度から全中学校に特別支援教室を設置しております。

特別支援教室における利用児童数ですけれども、小学校では、平成29年度294名、平成30年度364名、平成31年度、予定ですけれども392名。中学校では、平成30年度32名、31年度57名と年々増加している状況です。

続いて、2の「支援の実施体制」でございます。

発達障害児の支援については、教育委員会、区長部局、学校、障害児通所支援事業所との関係構築を改めて行いまして、障害のある子どもの情報を双方で共有してまいります。

それから3番、「多様な学びの提供」のところです。

特別支援教室のほか、集団の中での生活が難しい、人間関係または学習に対して前向きになれないといった子どもが、学校へ行く意欲、それから学習に取り組む意欲を持つことができるように、外部機関と連携して学習プログラムの開発、その展開など、多様な学びの機会を提供していきます。

続きまして、4の「社会参画を見据えた支援の充実」のところです。

発達障害の程度によりましては、高校以降の進路選択の幅が狭まってしまうたり、知的障害がなくても社会性に課題がある場合は、就労後に生活が安定するまで相当な時間がかかったりするなどの例も多く見られます。保護者の理解と協力を得ながら、幼児期や小学校低学年など、できるだけ早い時期から子どもの障害特性を発見し、適切な支援へとつなげていくことや、義務教育期間が終了した後も相談ができ、支援を受けることができる体制の整備など、将来の社会参画を見据えた支援の充実を図る必要がございます。

5番の「今後の課題と取組の方向性」のところです。

発達障害児への多様な学びの提供では、学校以外に、子ども中高生プラザや科学館などの施設で展開できるプログラムの構築を図ります。また、社会参画を見据えた支援の充実について、早い時

期に児童の障害特性を発見し、保護者と一緒に支援につなげていく仕組みをつくること、それから幼児期から将来のことまで一貫して相談できる体制の整備を行います。

最後に14ページになります。「障害児支援の今後の課題について」でございます。

平成30年度の検討会におきましては、学校における医療的ケア児の支援、及び発達障害児の支援についての検討を進めてまいりました。平成31年度以降、これらの事業を実施した結果の評価を行い、場合によっては一部修正・変更を加えながら進捗管理を行っていく予定でございます。

一方、港区における障害児支援のあり方として、都立特別支援学校の送迎の継続や特別支援学級の送迎対象者の見直し等のスクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、それから中学校難聴学級の設置、また高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべきさまざまな課題を抱えてございます。

今後、これらの課題について考え方を整理し検討を行うため、引き続き教育委員会と関連部署との連携によりまして、あり方検討会において議論を深めてまいる予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○**山内委員** 実施体制は、継続してここで議論をし、そして形をつくっていただきましたが、確認ですけれども、小学校における例えばチーフ看護師あるいは指導員等の採用、任用はもう既に31年度から始まっていると考えてよろしいですか。

○**学務課長** 既に始まっております。既に医療的ケアが必要なお子さんが小学校で言うと3校ございます。既に学校に看護師を配置して、チーフ看護師の方から相談に応じてもらうとか、そういった仕組みは既に構築してございます。

○**山内委員** そういう意味では、ようやくいいスタートをした訳ですが、9ページの6に今後の課題が書かれていますけれども、もう一つやはり重要なのは、今こうして始まったところで、事例をきちんと蓄積しながら課題をまた丁寧に分析していくということだと思います。やはり障害の程度であったり、あるいは必要な医療的なケアの内容はさまざまです。もっと言えばケースバイケースということもあります。そういう意味で、枠組みをつくっただけではなくて、どうそれを機能させるかというときには、その事例を蓄積しながら、うまくその仕組みが機能しているケースと、そういう仕組みがあってもなかなか苦労する場合、あるいは、その中でどういう工夫をしているかというようなことを蓄積していくことが、この仕組みを本当の意味でいいものにしていくために大切だと思います。そこは最初の段階から丁寧にお願いいただけるといいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○**学務課長** 各学校の看護師の方から毎日報告書を上げてもらう仕組みをとってございます。先程、委員がおっしゃったようにケースバイケースもあるかと思いますが、色々な情報の蓄積、実績に基づいた蓄積になってくるかと思しますので、今後の医療的ケア児への対応に生かしていきたいというふうに考えてございます。

○**教育長** よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。

障害児支援は色々ありますが、特に先に検討していかなければいけないのは、医療的ケア児の支援と発達障害児の支援ということで、14ページに今後の課題として他の点については、検討を次に委ねています。ただ、検討を先行した医療的ケア児と発達障害児について、項目の立て方、書き方が微妙に違います。内容が違うので、ある程度は止むを得ないと思いますが、構成の仕方等を統一できるところは一緒にした方が分かりやすくなるので、再構成してくれますか。

○学務課長 はい、分かりました。

○教育長 具体的には、11ページの発達障害児のところは、最初に方向性を取りまとめています。まず方向性を記載して、次に基本的な考え方になっています。ところが医療的ケア児はいきなり基本的な考え方に入っています。その後の構成、項目は、まとめた人が違うのでこういうふうになったのかもしれませんが、合わせた方が分かりやすいと思います。

また、10ページの実施体制ですが、わかりにくいので工夫してください。具体的には、主治医と児童・生徒のところに線が引かれています。これはどういう意味ですか。児童・生徒と保護者というのは分かるのですが、主治医のつながりが分かりません。

○学務課長 間接的に関連し、直接、主治医の方が児童・生徒を見えています。学校における医療的ケアの実施体制上は、直接的なつながりというのではないかと思います。ちょっと線の意味が分かりにくくて申し訳ございません。改めさせていただきます。

○教育長 児童・生徒と保護者の関係の線と同じ線を使っています。これがどういうものを示しているのが分からないので、違うのであれば違う理由を説明した方がいいです。

○学務課長 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 医療的ケアとか、いわゆる障害児の特徴に応じた支援をしていくという方向性は当然大事だと思います。その点では十分だと思うのですが、それだけ障害のない生徒・児童から見ると、ある意味、特別扱いをするということになる訳ですので、ほかの児童との関係とか、その児童の保護者との関係で、こういう方針で港区としてはやっているのだよということをしっかりと情報共有していかないと、子どもの中でいじめの問題とかに発展する可能性があると思います。だから、ほかの学校の児童、それから保護者、そういう方々にも港区としてはこういう方針で臨むのですよという情報共有をして、その辺のところはしっかりと地盤をつくっておかないと児童の中でいじめの原因になったりすることがあると思います。私も自分の子どもの経験からありました。ここでは触れておりませんが大事なことではないかと思ったので、一言言わせてもらいました。

○学務課長 今、ご指摘いただいた点、非常に重要な点かと思えます。8ページの中で「支援の例」という形で「その他」の表の中で少し触れさせていただいているのですが、生徒、保護者への理解の取り組みという形で進めていかせていただきます。今回のまとめた報告書につきましても、各学校の方へ分かりやすく周知する必要があるかと思えます。同時に、ほとんどの学校で医療的ケア児を受け入れた経験が全くないので、子どもたち、まず保護者以外にも教職員への研修もしっか

りやっていききたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 平成31年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

○教育長 次に「平成31年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは資料番号5番、「平成31年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」の資料でお話ししたいと思います。

これは、港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づきまして、年間、区長をトップとした港区いじめ問題対策連絡協議会を1回、そして、教育長をトップとした港区教育委員会いじめ問題対策会議を年3回ということで例年どおりスケジューリングをさせていただいております。

日程等については細かいことなのでご説明は省略させていただきますが、まず最初に区長の部会の中で、今回につきましては議事・意見交換の中で③「いじめ重大事態対応フロー図」ということで、昨年度の議論を踏まえまして、こちらについては教育指導課の方で準備を進めているものでございます。これについて案を示して皆さんにご議論いただき、詰めていきたいと思っています。

ほかの会につきましては、今、仮の案で出しております。それぞれ議題の中でトピックスを選びながら、また国の重要な流れが出てくれば、それを踏まえながら内容については変更させていただこうと思っています。

構成員については3ページ、4ページにございますが、こちらにつきましては既に了承を得られたものということで、充て職で決まっておる者がほとんどでございます。これについては表のとおりです。

それと4ページの下の方には、(3)平成31年度港区教育委員会いじめ問題調査委員会ということで、学校にもいじめ対策の委員会がございまして、そこで調査をするのですけれども、そこでやはり納得できない、教育委員会で調べてほしいというときの委員でございます。そういった形で指名をさせていただいております。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

確認ですけれども、1ページ目の1の(1)の内容の「ウ議事・意見交換」の①で「31年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告」の各機関からの報告となって、(2)の内容のウの議事の①で「報告」となっていますが、これは何でしょうか。

○教育指導課長 大変失礼をいたしました。(1)の「日時」のところ、まず「年」が二重に重なっていて、これはミスプリントでございます。

そしてウの「議事」の①のところは、平成30年度の報告ということで、昨年度1年間を振り返った報告をさせていただくということでございます。「議事」の年度の示しの間違いでございます。大変失礼いたしました。

したがって、教育委員会の方の第1回のウのところも平成30年度の報告になります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 平成31年度港区小中学生海外派遣事業について

○教育長 次に「平成31年度港区小中学生海外派遣事業について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料ナンバー6ということで「平成31年度港区小中学生海外派遣事業について」ご報告をいたします。

事業の目的については、記載のとおりでございます。

ここから小学校と中学校について分けてご説明いたします。派遣先は、小学校ではメルボルン、中学校ではパース市。

派遣期間につきましては、日程の表のとおりでございますが、小学校が9日間、中学校が10日間。ホームステイはいずれも7日間行いまして、現地校プログラムを4日間行う予定でございます。

団員につきましては、小学生は6年生が40名、中学生が40名。たまたま男女の内訳が今年は小中同じ人数になりました。これは偶然でございます。年によって人数は違うということです。

引率者の方は、団長1名、教員6名、指導主事1名ですが、中学校につきましては今回、学校教育部長もご同行いただく予定でございます。

事前の研修等につきましては、そこに記載のとおり、小中学校とも計7回行い、結団式・報告会ということで、教育委員会の委員の皆様にも結団式・報告会についてはご出席いただく予定でございますのでスケジュールリングの方をよろしく願いをいたします。

続いて裏面に行きます。裏面の方は、引率者の一覧表を載せさせていただいております。この中で小学校の方は、箕小学校の主任教諭と、事務局の指導主事が以前にも行っておりますので、きちんと経験を踏まえた上での引率者となります。

中学校においては、高松中学校の主任教諭と高松中学校の教諭とさらに指導主事が以前行っておりますので、ここも経験を踏まえた参加というふうになります。

このサポート体制で本年度は実施させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

40名はもう選ばれているのではないですか。いつ、どういう募集をかけて、このような選考をしてこうなったというのを説明してもらえますか。

○教育指導課長 昨年度の7月ぐらいですけれども学校の方に募集要項を周知しまして、その周知

したものに従いまして応募をしていただきました。10月に小中学生を一斉に集めまして、その会場でその当日に発表した課題作文を書いていただいております。その課題作文を指導主事と事務局の方で読ませていただいて、ある一定以上の文章を書けていた人というところでラインを切らせていただいて選考いたしました。そして、集団面接を1月に行いまして、何人かずつのグループに分けて、そこでのグループワークの様子、今回につきましては東京都港区の写真を何点か用意して、その写真をもとにグループで港区のことをどういうふうに紹介をしようかということで、グループワークの様子を我々が観察して、その中での指導的役割とか、人との共感性とか、また発言力とか、そういったところを見た上で、我々の方で選考して人数を絞らせていただいたところでございます。

以上です。

○教育長 何名応募があつて合格が40名になったのか。その結果、40名の学校別の内訳はどうだったかも教えてください。

○教育指導課長 今、資料の準備をしまして、これは後程ということではいかがでしょうか。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 平成32年度使用小中学校教科用図書採択日程について

○教育長 それでは、これより非公開の報告に入ります。

(非公開審議)

8 図書館の平成30年度利用集計について

○教育長 次に「図書館の平成30年度利用集計について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 資料ナンバー8をご覧くださいければと思います。

数字が色々と羅列してございますけれども、大きく3点提出をさせていただいております。図書館利用集計表と、予約冊数の方の集計表、それと収蔵図書の資料の関係で、どのような利用があったのかということと、蔵書状況であったり、利用登録数の推移を示させていただいております。

今回この中で、まず1ページ目の図書館利用集計表の方をご覧くださいければと思います。こちらの方で、高輪図書館と芝浦港南図書館は少し下がっております。その関係につきましては、今回、高輪図書館はエレベーター交換工事というものを1月の終わりからずっと実施をしております、開架部分のところを全て閉鎖ということで、3月30日まで閉鎖をさせていただいております。その数値の方は、やはり例年に比べて下がっているということが見てとれるような状況でございます。

芝浦港南の方につきましても、建物全体が複合施設になっています。シティハイツ港南とか入っておりますけれども、こちらの外壁工事も始まる準備に入っています。そちらの資材置き場等が図書館の入り口近辺にできたということで、やはりその部分では利用が減っている状況が見てとれるというようなことはあります。

これをトータルして見てみますと、トータルとしては微減をしておりますけれども、高輪図書館が全て閉架、書架が全部閉じているというのを、それまでの利用状況から勘案して見ますと、実は、ほぼほぼ同じぐらいの横ばいの状況になるのかなというふうに思っております。ただ、この数値をどう捉えるかというのは興味深く見ていかなければいけないですし、動向を注視していきたいというふうに思っております。

続きまして、図書館利用集計表の予約数の方をご覧くださいと思います。

こちらの方は3.7%程増加をしております。利用の貸し出し数としては減少をしておりますけれども、予約数が増えているということ、予約に関しては微増をしているということは、図書館に目的を持っていらっしゃるのかなというふうに思います。というのは、ホームページ等で蔵書検索ができるようになっておりまして、そちらのホームページで蔵書の状況を見ながら、予約を事前に入れておいて来ていただくとか、そういった動向が出てきているのかなというふうに思います。

その他、視聴覚の方ではビデオとかが少し減ってはございますけれども、全体として見れば横ばいの状況が見てとれるのかなというふうに思っております。

続きましては、3ページ目の図書館の収蔵の資料数につきましては、順調に増加をしております。特徴的なところとしましては、利用登録者数が今回は増加をしている。今までは微減の傾向が見られていたのですが、ここにきて少し増えてきております。

こちらにつきましては、我々も少し危機感を持ってまして、昨年度は例えば「子ども読書まつり」の関係のときに来館者に対してもう少しPRをしたり、登録しませんかとか、そういうことを少しずつ始めております。ただ、そのときの効果がどのぐらいあらわれたのか定かではありませんけれども、そういった我々の意識であったり、全館、そういった機会があれば周知をしていくということで動いておりますので、この数値についても、なるべく多くの登録をしていただけるように我々としても努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

全体的な説明としては、報告は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

今回から郷土歴史館の図書コーナーの利用実績も集計されたので、直接ではないのですが、郷土歴史館自体の利用者数が分かれば教えてください。

○図書文化財課長 今、郷土歴史館の分室が今年の11月からオープンをしまして、郷土歴史館の利用者数というのは、大体、今1万人を超えるぐらい毎月来ていただいております。図書館の方の来室数も今、少しずつおさえておりまして、少なくとも毎日50人以上は来ていただけるようになりました。開館当初というのは実は少なく、やはり数字にも、下から3列目にあらわれておりますけれども、貸し出し数自体も少なかったのですが、少しずつ周知がされてきて人数としても多くなってきているというような傾向になっております。

図書館と歴史館の利用者数の割合がどう関係するかというのは、これからの数値を見ていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○教育長 来館者数は直接、今日の報告には関係ないのですが、平成30年度が終わったので、情報提供をしてもらえますか。

○図書文化財課長 昨年11月にオープンしたときは大体1万4千何百人という形で、実は12月に1回ちょっと減りました。その後1月から3月までは1万1,000人から1万2,000人ぐらゐの間ということで取り返しておりまして、今、少しずつ増えているような状況というので、そういう数字を次回はお示しができるようにというふうに考えております。次回またお示しをさせていただきたいと思います。

○教育長 お願いします。

ほかにいかでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

9 後援名義等の3月使用承認について

10 生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について

11 生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について

12 生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について

13 図書館・郷土歴史館の3月行事实績について

14 図書館の3月分利用実績について

15 図書館・郷土歴史館の5月行事予定について

16 5月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の3月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の3月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の3月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の5月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の3月行事实績について」「図書館の3月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の5月行事予定について」「5月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告については、配布資料のとおりです。

各報告についてご質問をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、こちらの報告事項は以上とさせていただきます。

では、先程の海外派遣の件について説明をお願いします。

○教育指導課長 小学生につきましては、40名のところを199名の応募がありました。約5倍の倍率となります。昨年度が約4倍、164名でしたので、応募する方が増えたのかということです。

中学校につきましては、40名のところ118名、約3倍という状況です。昨年度は2.7倍で、今年が2.95で、微増というところがございます。

各学校の様子ですが、小学校におきましては最大で5名の学校が2校ありまして、それは高輪台

小と港南小学校です。7校程1名しか合格しなかった学校がございます。あとは2、3、4名というところで大きな差はございません。

中学校につきましては1番多いところで高松中学校9名。次が港南中学校の7名。ほかは2名が1番少ないところで、高陵、青山、港陽（お台場）です。その3校が2名。ほかは3、4名というところで、中学校自体はほぼほぼ均衡がとれているような感じですが。小学校についてはだいぶ差がありまして、例えばお台場学園の方は19名応募して1名しか合格がありませんでした。学校から見ると倍率が19倍に見えるようなところがあったりします。

中学校では最大でも4倍程度にそれぞれの学校から見ると見えるということで、中学校は応募する子どもの人数と実際に合格するだけの力の部分については均衡がとれていないのかなというところで、考えていかないといけないのかもしれないかもしれません。

甚だ簡単ですけれども、以上でございます。

○教育長 平成30年度から、選考方法を変えましたが、今年度も派遣児童・生徒がない学校はなかったということですね。

○教育指導課長 はい。全校、必ず行きます。

○教育長 本日の予定されている案件は全て終了しましたが、委員または説明員から、そのほかにありますでしょうか。

○学務課長 先程の平成31年度の学級編制等の中での報告の際に幼稚園の補欠登録者数のお話がありました。どこの園にも入らずに入園を待っている補欠登録者数についてですけれども、芝浦で8名、南山で8名、にじのはしで2名の合計18名ですけれども、いずれの方も複数の登録ではなく、1園のみの補欠登録者ということでございます。

以上です。

○教育長 分かりました。

「閉会」

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を5月14日（火）午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

（午後12時00分）

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕